

(仮称) 小田野沢風力発電事業 更新計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 3 0 年 1 2 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年10月19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成30年10月19日（金）付 東奥日報

※平成30年11月7日（水）及び8日（木）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報ひがしどおり平成30年11月号（第640号）

③ インターネットによるお知らせ

平成30年10月19日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・青森県のウェブサイト（別紙3-1参照）

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/assess_odanosawa_koushinkeika.html

・東通村のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000114.html>

・（株）ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙3-3参照）

<http://eeh-development.com/odanosawa-koshin/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 1 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・東通村役場

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34 (2 階 経営企画課)

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/odanosawa-koshin/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 10 月 19 日 (金) から 11 月 19 日 (月) まで

(土・日曜日、祝日を除く。)

- ・縦覧時間：開庁時

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函及び意見書の郵送) は 2 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 279 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1. 開催日時：平成30年11月7日(水) 18:30~19:15

開催場所：東通村役場 南地区基幹集落センター

(青森県下北郡東通村大字白糠字前田44)

来場者数：1名

2. 開催日時：平成30年11月8日(木) 18:30~19:00

開催場所：東通村役場 小田野沢地区学習等供用センター

(青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向37-2)

来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年10月19日（金）から12月3日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②（株）ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で2名の方から23件の意見が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条及び第 9 条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第 2-1 表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解
(意見書 1)

一般の意見	事業者の見解
<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 調査、予測及び評価の手法において「①小田野沢Ⅱ評価書」における調査が記載されているが混乱を招く。少なくとも①と「②小田野沢風力発電事業更新計画」を入れ替え、「小田野沢Ⅱ評価書」は参考として記載するべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、準備書以降の図書においては記載方法を検討いたします。</p>
<p>2. 第 6.2-2 表(15)なども混乱するので不要ではないのか。記載する意味が分からない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、準備書以降の図書においては記載方法を検討いたします。</p>
<p>3. 使用するバットディテクターの設置高を記載すること。</p>	<p>使用するバットディテクターの設置高については 68m になります。設置高については準備書以降の図書において記載いたします。</p>
<p>4. 死骸確認調査で採集されたコウモリは廃棄しないで研究者による同定を受けること。</p>	<p>死骸確認調査で採集されたコウモリは廃棄しないで研究者等による同定を受けるように検討いたします。</p>

第 2-2 表 (1) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解
(意見書 2)

一般の意見	事業者の見解
<p>5. コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年 1~2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階と認識しております。今後も新たな知見を収集し、必要に応じて取り得る環境保全措置について検討いたします。</p>
<p>6. コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか。日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか。</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価いたします。予測対象としては「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省、平成 29 年）に記載のあるとおりに学術上又は希少性の観点からの重要な種を対象といたしますが、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置について検討いたします。</p>
<p>7. P245 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い、コウモリ類の保全措置である、フェザリングの閾値を客観的数値で示すこと。</p>	<p>現時点では、国内では定量的にコウモリ類の年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えております。ご教示頂いた解析ソフトも含め、国内のみならず、海外においても最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>
<p>8. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令*に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、技術的な助言を求めます。 なお、今後も、国内のコウモリ類の専門家等へヒアリングを行った上で、最新の知見を含めて、調査、予測評価を実施いたします。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>

第 2-2 表 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解
(意見書 2)

一般の意見	事業者の見解
<p>9. コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析 (ソナグラム) による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ (ソナグラムの型) に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>コウモリの周波数解析 (ソナグラム) による種の同定については、無理に種名を確定しないで、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについての調査結果をとりまとめます。</p>
<p>10. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年) に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為 (環境影響要因となる事業における行為) の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する (発生させない) こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>
<p>11. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>12. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、プレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>

第 2-2 表 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 2)

一般の意見	事業者の見解
<p>13. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、風力発電機の設置位置及び環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>14. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3 - 110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、保全措置を検討いたします。</p>
<p>15. コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか。既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>16. コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>17. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>

第 2-2 表 (4) 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書 2)

一般の意見	事業者の見解
<p>18. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>19. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3</p> <p>上記について事業者は「予測に不確実性が伴う（いくつか死ぬが、実際には何個体死ぬか正確にわからない）から、『適切な保全措置をせずに』事後調査をして、本当に沢山死んだらその時点より保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>20. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 4</p> <p>国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングを行うことを表明した。すばらしいことだ。「世界有数の風力発電開発事業者（株式会社ユーラスエナジーホールディングス）」ならば、「未来の世代」のために「コウモリ類への適切な保全措置」を「稼働開始時」から実施してほしい。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>21. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 5</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、環境保全措置を検討いたします。</p>
<p>22. 月 2 回の死骸確認調査など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。</p>	<p>バードストライク及びバットストライクの調査は月 2 回以上の調査を検討いたします。</p>
<p>23. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見書は要約せずに全文を公開いたします。</p>

○ 日刊新聞紙における公告

東奥日報（平成30年10月19日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）小田野沢風力発電事業
更新計画 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 稲角秀幸
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

二、対象事業の名称 風力（陸上）
種類 風力（陸上）
規模 発電設備出力
12、900kW程度

三、対象事業実施区域 青森県下北郡東通村小田野沢地区
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県下北郡東通村

五、縦覧の場所・時間 東通村役場 2階 経営企画課
（土・日・祝日を除く開庁時）
電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<http://eeh-development.com/>

期間 平成30年10月19日（金）から
平成30年11月19日（月）まで
odanosawa-koshin/

六、意見書の提出

見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、平成30年12月3日（月）までに左記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 11月7日（水）午後6時30分から ※90分程度
東通村役場 南地区基幹集落センター
（青森県下北郡東通村大字白糠字前田44）
二、開催日 11月8日（木）午後6時30分から ※90分程度
東通村役場 小田野沢地区学習等共用センター
（青森県下北郡東通村大字小田野沢字北向37-2）

八、

問い合わせ先 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

問い合わせ時間 電話 03(5404)5337（担当）野口
午前10時から午前12時、午後1時から午後5時まで

○ 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報ひがしどおり平成30年11月号（第640号）

「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

東通村において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

- 縦覧書類** (仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書
 - 対象事業実施区域** 青森県下北郡東通村(小田野沢地区)
※既設のユーラス小田野沢ウインドファームの建て替え事業
 - 縦覧場所** 東通村役場 2階 経営企画課 下記のURLで電子縦覧も行います。
(<http://eeh-development.com/odanosawa-koshin/>)
 - 縦覧期間** 平成30年10月19日(金)～11月19日(月)
 - 意見書受付終了日** 平成30年12月3日(月)
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。
 - 縦覧・意見書受付時間** 役場の開庁時
 - 環境影響方法書についての説明会**
<日時及び場所>
 - ・1回目 日時:平成30年11月7日(水) 18時30分～ ※90分程度
場所:南地区基幹集落センター(東通村大字白糠字前田44)
 - ・2回目 日時:平成30年11月8日(木) 18時30分～ ※90分程度
場所:小田野沢地区学習等供用センター(東通村大字小田野沢字北向37-2)
- <問合せ先> 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話 03(5405)5337 (担当)野口

○ インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト)

新着情報

● 暮らし
▲ しごと
■ 県外の方

[ホーム](#) > [生活・環境](#) > [環境・エコ](#) > (仮称)小田野沢風力発電事業更新計画(環境影響評価手続状況)

画面表示等の変更

(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画(環境影響評価手続状況)

更新日付: 2018年10月23日 [環境保全課](#)

事業名	(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画
事業者	株式会社ユールスエナジーホールディングス
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力:12,900kW程度
事業実施区域	青森県下北部東通村小田野沢地区
関係地域	青森県下北部東通村
配慮書	公告:平成30年5月14日 縦覧:平成30年5月15日～6月14日 (縦覧場所)東通村役場 2階 経営企画課 審査会意見:平成30年7月23日(内容はこちらです) 知事意見:平成30年8月8日(内容はこちらです)
方法書	内容については、 事業者ウェブサイト を御覧ください。 公告:平成30年10月19日 縦覧:平成30年10月19日～11月19日 (縦覧場所)東通村役場 2階 経営企画課 説明会の開催: (1)平成30年11月7日 東通村役場 南地区基幹集落センター (2)平成30年11月8日 東通村役場 小田野沢地区学習等供用センター 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
準備書	公告: 縦覧: 説明会の開催: 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
評価書	公告・縦覧:
事後調査等報告書	提出: 公告・縦覧:

関連タグ

- ・ [暮らし](#)
- ・ [環境・エコ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
 電話:017-734-9242 FAX:017-734-8081

お問い合わせ
このページを印刷する

(東通村のウェブサイト)


ひがしどおりむら 東通村
緑豊かな自然と科学の調和… 限りなく飛躍する 未来を拓く大村
東通村のウェブサイトへ戻る

[日本語](#) | [英語版サイト](#) | [Foreign Languages](#) | 文字サイズ [標準](#) | [拡大](#)

[検索の方法](#) | [サイトマップ](#)

[東通村のご紹介](#) | [村民の方へ](#) | [事業者の方へ](#) | [観光・歴史](#) | [行政・まちづくり](#)

「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について



東通村トップページ > 「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

最終更新日:2018年4月9日

東通村において、株式会社ユラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

縦覧書類

(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書

事業実施想定区域の位置

青森県下北郡東通村(小田野沢地区)
※既設のユラス小田野沢ウインドファームの建て替え事業

縦覧場所

東通村役場 2階 経営企画課
下記のURLで電子縦覧もいたします。
(<http://eeh-development.com/>)

縦覧期間

平成30年10月19日(金)～11月19日(月)

意見書受付終了日

平成30年12月3日(月)
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日まで、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記の間合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

縦覧・意見書受付時間

役場の開庁時

<説明会日時及お問い合わせ先>

- 環境影響方法書についての説明会
 - <日時及び場所>
 - ・1回目
 - 日時:平成30年11月7日(水) 18時30分～ ※90分程度
 - 場所:南地区基幹集落センター(東通村大字白糠字前田44)
 - ・2回目
 - 日時:平成30年11月8日(木) 18時30分～ ※90分程度
 - 場所:小田野沢地区学習等併用センター(東通村大字小田野沢字北向37-2)

<お問い合わせ先>
株式会社ユラスエナジーホールディングス
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4丁目9番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話 03(5405)5337(担当)野口

本ページに関するアンケート

このページは使いやすかったですか?

使いやすかった
 どちらともいえない
 使いにくかった

本ページに関するお問い合わせ先

経営企画課地域戦略グループ
所在地:〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)
電話番号:0175-27-2111
Fax番号:0175-27-2130
メールアドレス:t.kaku@vill.higashidori.jp

[ページの先頭へ戻る](#)

[東通村ホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [お問い合わせ](#) | [お問い合わせ](#)

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画

お知らせ

平成30年10月19日 (金) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書の電子縦覧について](#)

平成30年10月19日 (金) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)

平成30年6月15日 (金) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました](#)

平成30年5月15日 (火) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画に係る計画段階環境配慮書の電子縦覧について](#)

平成30年5月15日 (火) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画に係る計画段階環境配慮書の縦覧場所・意見書の提出について](#)

平成30年5月15日 (火) [\(仮称\)小田野沢風力発電事業 更新計画 ホームページを開設いたしました](#)

計画概要

対象事業の名称	(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 12,900kW程度 (単機出力3,000~4,300kW程度の風力発電機を3基程度設置)
事業実施想定区域	青森県下北郡東通村小田野沢地区

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住 所： 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

担 当： 野口

電話番号： 03-5404-5337

お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く10:00~12:00、13:00~17:00

((株) ユーラスエナジーホールディングス 環境影響評価ウェブサイト)

(2)

【環境影響評価方法書の公表について】

(仮称) 小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成30年10月19日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、平成30年10月18日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出ました。
方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書

表紙・目次	方法書 [208KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 [108KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	方法書 [2.5MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	方法書 [13.6MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書 [5.3MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 [657KB]
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書 [9.3MB]
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書 [3.9MB]
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 [110KB]
要約書	要約書 [10.5MB]

方法書及び要約書は、平成30年10月19日(金)～平成30年11月19日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
本書の著作権は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに帰属します。著作権者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図及び5万分1地形図を複製したものです。
(承認番号 平30情復、第530号)
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要です。
お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader (無料) ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。



X Close



